

私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました共謀罪法案、及び自民党・公明党・維新の党提出の同法修正案に対し、反対の立場から討論を行います。

### (委員会運営)

今国会の法務委員会の運びは極めて異常でした。共謀罪法案の審議の直前、自民党内の仲間割れだったのでしょうか。与党筆頭理事が、突然、机を叩いて席を立ち、辞任を口にするという、驚くべき事態が発生しました。

それ以降、委員長職権の乱発が始まります。委員会の開催を職権で決めるのは日常茶飯事。共謀罪法案審議の全ての期間の政府参考人の登録も職権。私は、こんな強権的な委員会運営を体験したことはありません。その上、質疑30時間で強行採決。これも異常なことでした。

このような荒れた状況の中で、共謀罪法案は充実した審議が行われたとは言えません。

### (大臣の資質)

共謀罪法案をめぐる金田大臣は、答弁のできない大臣として一躍有名人になりました。大臣の背後から法務省のマスク姿の官僚が、常に答弁資料を差し出す姿は、二人羽織、さらには三人羽織と揶揄される、実にお粗末な答弁でした。

政府は、法律案の閣議決定前から、共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼び、従前の共謀罪法案とは全く別物、一般の方々を対象にならないなど、極めてよこしまなイメージ戦略を開始しました。

金田法務大臣は、成案を得てから答弁するというセリフを繰り返しましたが、質問の意図を的確に理解しないまま、官僚が作成する答弁資料の棒読みを繰り返し、答弁が迷走、共謀罪に対する疑念を一層高めてしまったのです。

これほどまでに充実感のない法案審議は記憶にありません。

### (国連からの指摘)

ここに来てこの法案を採決できないさらに大きなことが発生しました。

各国の人権状況を調査する国連の「特別報告者」が、この共謀罪法案に関し「プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」という懸念を示す書簡を18日付で安倍総理宛てに送付したのです。

書簡の中で、法案の「組織的犯罪集団」や「計画」それに「準備行為」の定義が曖昧なうえ、処罰の対象となる277の犯罪の中にはテロや組織犯罪とは関係のないものも広く含まれ、法が恣意的に適用される危険があると指摘しています。また「法案の成立を急いでいるため、十分に公の議論がされておらず、人権に有害な影響を及ぼす」とも指摘しています。これらは、法務委員会で指摘された懸念事項とも合致する、極めて重要な指摘です。金田大臣は、共謀罪の立法事実に関し、「頭の中にはたくさんある」と明言しましたが、未だにその事実が公表されず、19日の法務委員会では、国連のTOC条約の締結だけが唯一の立法

事実と認めざるを得ない状況となっています。しかし、その国連から逆に、そのための国内法整備に対して、根本的な疑問が突きつけられたのですから、この立法作業は中断し、再検討すべきものです。

ところがこの書簡に関し、菅官房長官は昨日の会見で、「不適切なものであり、強く抗議を行っている」と述べ、「特別報告者という立場は、独立した個人の資格で、人権状況の調査報告を行う立場であり、国連の立場を反映するものではない」と強調しました。

しかしこれは的外れで、その場しのぎの会見と言わざるを得ません。

昨年11月25日、岸信夫外務副大臣が国連北朝鮮人権状況「特別報告者」の表敬を受けています。その際、岸副大臣が「特別報告者としての初の訪日を歓迎するとともに、人権の専門家として豊富な経験を有する同報告者の活動に日本として全面的に協力する」旨を述べているのです。

政府に都合の良い特別報告者は歓迎し、都合の悪い特別報告者は、その存在そのものまでも否定するのは、政府の御都合主義ともいえるものであり、こうした政府の姿勢こそが批判されなければなりません。

しかもこの書簡は、菅官房長官が指摘するような一方的な内容ではありません。

書簡では、共謀罪法案について「早まった判断をするつもりはありません」と前置きした上で、「人権理事会から与えられた権限のもと、私は担当事件の全てについて事実を解明する職責を有しております」とし、日本政府に対し、この書簡に対する見解を求めているのです。つまりこの書簡は、共謀罪法案に関して、国連が一方的に断定するものではなく、特別報告者が抱く懸念について、日本政府とやり取りをしたいのがその真意なのです。それを一刀両断に批判し、切り捨てる菅官房長官の会見は極めて不適切なものなのです。

しかも私は、書簡の中の次の下りを読んで、改めて我々の主張の正当性を確認すると同時に、日本の政府に突きつけられた国連からの厳しい指摘にショックを受けています。

「要請があれば、国際法秩序と適合するように、日本の現在審議中の法案及びその他の既存の法律を改善するために、日本政府を支援するための専門知識と助言を提供することを慎んでお請け致します。」

つまり共謀罪法案は、国際法秩序に適合していないと指摘されたも同然であると同時に、国連特別報告者としては、日本政府の法案立案能力が十分ではないとの認識を示したのです。法治国家日本として、極めて不名誉な指摘を受けてしまいました。

国連特別報告者からの、こうした極めて重要な書簡を的外れな批判で葬り去るのではなく、ここで法案審議を中断し、指摘された事項について真摯な姿勢で検討し、法案提出を再考することこそが、今、政府に求められているのです。こうした点からも、この時点での共謀罪法案の採決はすべきではないことを強く主張させていただきます。

## (結び)

以上が、政府提出法案、修正案及び採決に反対する主な理由です。

またこの法案に賛成しようとする皆さんに、改めてお考え頂きたいと思います。

国連の特別報告者が、共謀罪法案は人権への悪影響が懸念され、国際法秩序に合致しないことを指摘しています。共謀罪法案は、悪法、欠陥法なのです。それにあえて賛同するのであれば、後世に賛同者として確実にご自身の名前を残し、歴史の厳しい洗礼を受ける覚悟で、賛同して頂きたいと思います。それが立法府の一員としてのせめてもの矜持だと思います。またその覚悟が持てないなら、確実に反対を表明されるべきだと思います。

問題点が未だ尽きていない法律案をわが院で可決させることは、将来に禍根を残すことを指摘し、私の反対討論を終わります。

ご静聴ありがとうございました。